

財団法人池田市公共施設管理公社寄附行為

制 定 平成 元. 4. 1 認可
最近改正 平成 20. 5. 1 認可

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人池田市公共施設管理公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府池田市綾羽2丁目7番1号におく。

(平 9.1.14・一部改正)

(目 的)

第3条 この法人は、池田市（以下「市」という。）と密接な連携を保ち、市が設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理運営について協力し施設の設置目的を効果的に達成するとともに、施設の利用の拡大を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施設を利用し市民の教養、健康及び福祉の増進を図ること。
- (2) 施設の管理運営に関すること。
- (3) 緑化の推進及び調査研究に関すること。
- (4) 施設の利用増進に関すること。
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事業

第2章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、池田市長の承認を得た後、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは、一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(平 20.5.1・一部改正)

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、年度開始前に、理事会の議決を得て、池田市長の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業状況報告及び決算)

第12条 理事長は、年度終了後3カ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得た後、速やかに池田市長に通知しなければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 副理事長 | 1人 |
| (3) 常務理事 | 2人 |
| (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) | 6人以上12人以内 |
| (5) 監事 | 2人 |

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(平 4.5.16・平 17.5.18・一部改正)

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、常務を処理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担処理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び池田市長又は大阪府知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(平 4.5.16・一部改正)

(任 期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構 成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第20条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第21条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が、第15条第5項第4号の職務を行うため必要と認めたとき。

(平 4.5.16・一部改正)

(招 集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号の場合は監事が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議事)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

3 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第2項及び第3項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数
- (3) 出席した理事の数及び氏名 (書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する件

2 議事録には、その会議において出席理事のなかから選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第26条 この法人に、評議員6人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第16条、第17条及び第18条第2項の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(平 17.5.18・一部改正)

(評議員会)

第27条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。ただし、第15条第5項第4号の場合は監事が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会は、第7条、第10条、第12条、第29条及び第30条に関する事項について意見を述べる。

6 第23条第2項及び第3項、第24条並びに第25条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(平 4.5.16・一部改正)

第6章 事務局

(設置)

第28条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、池田市長の承認を得た後、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、池田市長の承認を得た後、大阪府知事の認可があったとき解散する。

2 解散後の残余財産は、市又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(委 任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成2年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

附 則 (平成2. 5. 29認可)

この寄附行為は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成4. 5. 16認可)

この寄附行為は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成9. 1. 14認可)

この寄附行為は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成17. 5. 18認可)

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、大阪府知事の認可があった日から施行する。

(適用区分)

- 2 この寄附行為による改正後の第14条第2項の規定は、この寄附行為の施行日以後これを行うべき事由が生じた選任について適用し、同日前のものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20. 5. 1認可)

この寄附行為は、大阪府知事の認可があった日から施行する。

財団法人池田市公共施設管理公社役員名簿（平成23年3月31日現在）

役員

役職名	氏名
理事長	井上 進
副理事長	眞下 照雄
常務理事	早川 昌任
常務理事	田 渕 和明
理事	山 岸 正和
理事	中 田 博之
理事	藤 原 千鶴
理事	奥 村 市藏
理事	寺 戸 悦子
理事	中 串 喜比子
理事	浅 田 利治
理事	松 村 茂樹
監事	佐 野 八朗
監事	阪 上 宏平

評議員

役職名	氏名
評議員	住 友 啓子
評議員	福 田 康夫
評議員	干 川 孝男
評議員	杉 本 章夫
評議員	古 田 刺男
評議員	松 森 俊彦
評議員	榎 豊司
評議員	上 田 正行
評議員	高 原 泉
評議員	佐々木 久人
評議員	花 田 義信
評議員	上 田 義之

平成22年度 事業報告書

(1)概 況

平成22年度においても、五月山緑地、猪名川緑地、夫婦池公園及び総合スポーツセンターの指定管理者として管理業務を行いました。又、受託業務といたしまして、その他公園、道路及び下水道の一部の管理業務、防疫業務等を例年どおり受託するとともに、あらたに平成22年4月より、市営住宅の事務手続き業務を追加受託しました。

なお、池田・府市合同庁舎駐車場業務については、大阪府、池田市から用地を有償で借用し、自主事業として行いました。

各施設の管理運営については、池田市と密接に連携を保ち、経済的・効率的な運営を図り、市民サービスに努めました。

今後とも、指定管理事業及び受託施設の利用促進を図り、市民サービスの増進に寄与するよう努めます。

[指定管理事業]

(2)五月山緑地都市緑化植物園利用状況

区 分	件 数 及 び 利 用 人 数
緑 の セ ン タ ー	86,855 人 1日平均 282.9 人
レ ス ト フ ラ ワ ー ホ ー ル	75,649 人 1日平均 246.4 人
緑 の 相 談 業 務	636 件 1日平均 2.1 件
各 種 教 室 講 習 会	99 回 延 1,122 人

(3)池田城跡公園利用状況

区 分	件 数 及 び 利 用 人 数
池 田 城 跡 公 園	150,238 人 1日平均 480.0 人

(4)五月山動物園利用及び飼育状況

区 分	件 数 及 び 利 用 人 数
五 月 山 動 物 園	386,641 人 1日平均 1,243.2 人

種 類	飼 育 頭 数
ウ オ ン バ ッ ト	4
ワ ラ ビ ー	10
ア ル パ カ	2
緬 羊	6
カ ニ ク イ ザ ル	1
ア カ ゲ ザ ル	1
ア ラ イ グ マ	1
マ ー ラ	2
ウ サ ギ	9
モ ル モ ッ ト	7
エ ミ ュ ー	6
ニ ワ ト リ	2
ケ ズ メ リ ク ガ メ	1
合 計	52

(5)五月山体育館利用状況

区 分	件 数 及 び 利 用 人 数	
ア リ ー ナ	1,195 件	49,371 人
多 目 的 室	580 件	9,553 人
会 議 室	612 件	6,800 人
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム		64,266 人
温 水 プ ー ル		64,970 人
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム ・ 温 水 プ ー ル		62,707 人
利用人数合計		257,667 人
使用料合計		75,664,390 円

(6)猪名川運動場及び夫婦池テニスコート利用状況

区 分	件 数 及 び 利 用 人 数	
簡 易 野 球 場	250 件	24,428 人
サ ッ カ ー 場	197 件	29,078 人
野 球 場	732 件	28,785 人
ソ フ ト ボ ー ル 場	552 件	16,521 人
陸 上 競 技 場	28 件	3,721 人
陸上競技場内フィールド	137 件	7,687 人
北 多 目 的 広 場	204 件	6,711 人
南 多 目 的 広 場	246 件	10,654 人
利用人数合計		127,585 人
使用料合計		6,752,800 円

区 分	件 数 及 び 利 用 人 数	
テニスコート(昼間)	8,802 件	43,126 人
テニスコート(夜間)	3,574 件	16,929 人
利用人数合計		60,055 人
使用料合計		20,519,910 円

(7)総合スポーツセンター利用状況

区 分	件 数 及 び 利 用 人 数	
総合スポーツセンター	4,775 件	97,225 人
使用料合計		14,329,665 円

(8)五月山緑地駐車場利用状況

区 分	有 料 台 数	使 用 料
五月山緑地第1駐車場	89,570 台	10,369,000 円
五月山緑地第2駐車場	31,485 台	6,000,100 円

(9)猪名川緑地駐車場利用状況

区 分	有 料 台 数	使 用 料
猪名川緑地駐車場	50,577 台	21,229,100 円

(10) 夫婦池テニスコート駐車場利用状況

区 分	有 料 台 数	使 用 料
夫婦池テニスコート駐車場	21,440 台	5,026,600 円

(11) 総合スポーツセンター駐車場利用状況

区 分	有 料 台 数	使 用 料
総合スポーツセンター駐車場	24,111 台	5,428,400 円

(12) 受託事業利用促進事業収入内訳

区 分	人 数	収 入 金 額
都市緑化植物園	— 人	1,125,375 円
池田城跡公園	— 人	1,083,830 円
五月山体育館	61,759 人	34,952,397 円
夫婦池テニスコート	8,641 人	11,668,925 円
合 計		48,830,527 円

[補助金事業]

(13) 五月山幹線園路使用料徴収状況

区 分	有 料 台 数	使 用 料
二 輪 車	176 台	35,200 円
普 通 車	134,647 台	40,394,100 円
大 型 車	986 台	690,200 円
合 計	135,809 台	41,119,500 円

(14) 五月丘緑地駐車場利用状況

区 分	有 料 台 数	使 用 料
五月丘緑地駐車場	45,539 台	872,700 円

(15) 空港緑地グラウンド利用状況

区 分	件 数 及 び 利 用 人 数
空港緑地グラウンド	158 件 8,548 人
使用料合計	477,800 円

(16) 防疫業務実施状況

区 分	散 布 町・箇 所 数 及 び 散 布 日 数
定 期 散 布	144 町 30 日
臨 時 散 布	7 箇所 7 日

(17)市営住宅管理状況

区 分	管理戸数及び台数	使 用 料
市営石橋住宅	40 戸	2,179,600 円
市営花園住宅※1	44 戸	3,010,158 円
市営秦野住宅	131 戸	18,631,400 円
市営井口堂住宅	24 戸	2,764,300 円
市営古江住宅	40 戸	5,235,300 円
市営狭間池住宅	54 戸	16,092,584 円
市営アルビス五月ヶ丘住宅	35 戸	11,631,871 円
市営アルビス緑丘住宅※2	60 戸	5,099,400 円
過年度分		605,900 円
小 計	※3 384 戸	65,250,513 円
市営狭間池住宅駐車場	26 台	1,686,000 円
合 計	※4	66,936,513 円

※1 平成23年1月31日用途廃止

※2 平成22年12月1日管理開始

※3 平成23年3月31日現在の管理戸数

※4 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの徴収金額

(18)自主事業収入内訳

区 分	人 数 及 び 台 数	収 入 金 額
公 園 管 理 セ ン タ ー	一 人	8,667,881 円
池田・府市合同庁舎駐車場	242,751 台	15,804,200 円
合 計		24,472,081 円

貸借対照表
平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	98,516,534	99,776,679	△ 1,260,145
未収金	383,052	426,582	△ 43,530
前払金	502,000	600,600	△ 98,600
流動資産合計	99,401,586	100,803,861	△ 1,402,275
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	30,000,000	30,000,000	0
定期貯金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	40,000,000	40,000,000	0
(2)特定資産			
運用財産積立資産	10,000,000	10,000,000	0
退職給付引当資産	17,119,000	15,122,000	1,997,000
偶発債務引当資産	25,000,000	23,000,000	2,000,000
特定資産合計	52,119,000	48,122,000	3,997,000
(3)その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	92,119,000	88,122,000	3,997,000
資産合計	191,520,586	188,925,861	2,594,725
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	85,321,053	89,298,607	△ 3,977,554
預り金	2,308,342	1,798,950	509,392
流動負債合計	87,629,395	91,097,557	△ 3,468,162
2. 固定負債			
退職給付引当金	17,119,000	15,122,000	1,997,000
偶発債務引当金	25,000,000	23,000,000	2,000,000
固定負債合計	42,119,000	38,122,000	3,997,000
負債合計	129,748,395	129,219,557	528,838
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	50,000,000	50,000,000	0
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(40,000,000)	(40,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	11,772,191	9,706,304	2,065,887
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	61,772,191	59,706,304	2,065,887
負債及び正味財産合計	191,520,586	188,925,861	2,594,725

正味財産増減計算書
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	[131,000]	[186,000]	[△ 55,000]
基本財産受取利息	131,000	186,000	△ 55,000
②特定資産運用益	[53,370]	[105,788]	[△ 52,418]
特定資産受取利息	53,370	105,788	△ 52,418
③事業収益	[534,629,608]	[535,130,102]	[△ 500,494]
池田市受託事業収益	461,327,000	465,270,000	△ 3,943,000
受託事業利用促進事業収益	48,830,527	46,733,221	2,097,306
自主事業収益	24,472,081	23,126,881	1,345,200
④受取補助金等	[377,974,223]	[379,895,531]	[△ 1,921,308]
受取池田市補助金	377,974,223	379,895,531	△ 1,921,308
⑤受取寄附金	[0]	[0]	[0]
受取寄附金	0	0	0
⑥雑収益	[4,382,381]	[4,341,995]	[40,386]
受取利息	24,194	38,167	△ 13,973
雑収益	4,358,187	4,303,828	54,359
経常収益計	917,170,582	919,659,416	△ 2,488,834
(2) 経常費用			
①事業費	[864,155,867]	[849,735,752]	[14,420,115]
公園費	259,729,764	265,446,534	△ 5,716,770
道路・下水道費	58,851,627	60,893,100	△ 2,041,473
駐車場費	17,119,559	15,207,709	1,911,850
教育施設費	638,000	743,600	△ 105,600
市営住宅管理費	34,749,060	20,444,009	14,305,051
五月山緑地管理事業費	388,156,795	384,865,986	3,290,809
猪名川緑地管理事業費	12,304,025	12,682,125	△ 378,100
夫婦池公園管理事業費	36,510,880	30,563,271	5,947,609
総合スポーツセンター管理事業費	56,096,157	58,889,418	△ 2,793,261
②管理費	[50,948,828]	[60,217,360]	[△ 9,268,532]
総務管理費	50,948,828	60,217,360	△ 9,268,532
経常費用計	915,104,695	909,953,112	5,151,583
当期経常増減額	2,065,887	9,706,304	△ 7,640,417
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	[0]	[0]	[0]
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	[0]	[0]	[0]
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,065,887	9,706,304	△ 7,640,417
一般正味財産期首残高	9,706,304	0	9,706,304
一般正味財産期末残高	11,772,191	9,706,304	2,065,887
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0
III 正味財産期末残高	61,772,191	59,706,304	2,065,887

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

偶発債務引当金……将来における偶発的な支出に備えるため、每期予算に基づく金額を繰り入れている。

退職給付引当金……職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理としている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	30,000,000	—	—	30,000,000
定期貯金	10,000,000	—	—	10,000,000
小 計	40,000,000	—	—	40,000,000
特定資産				
運用財産積立資産	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
退職給付引当資産	15,122,000	1,997,000	—	17,119,000
偶発債務引当資産	23,000,000	2,000,000	—	25,000,000
小 計	48,122,000	13,997,000	10,000,000	52,119,000
合 計	88,122,000	13,997,000	10,000,000	92,119,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	30,000,000	30,000,000	—	—
定期貯金	10,000,000	10,000,000	—	—
小 計	40,000,000	40,000,000	—	—
特定資産				
運用財産積立資産	10,000,000	10,000,000	—	—
退職給付引当資産	17,119,000	—	—	17,119,000
偶発債務引当資産	25,000,000	—	—	25,000,000
小 計	52,119,000	10,000,000	—	42,119,000
合 計	92,119,000	50,000,000	—	42,119,000

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の交付額及び返還額

補助金等の内訳並びに交付者、当期の交付額及び返還額は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	当 期 交 付 額	当 期 返 還 額
補助金			
池田市補助金	池田市	377,974,223	0
合 計		377,974,223	0

財 産 目 録

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金手許有高	2,054,737		
当座預金 池田泉州銀行池田営業部	0		
普通預金 池田泉州銀行池田営業部	96,461,797		
未収金 臨時雇賃金戻入分	383,052		
前払金 大阪府土地借上料	502,000		
流動資産合計		99,401,586	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 池田泉州銀行池田営業部	30,000,000		
定期貯金 大阪北部農業協同組合池田支店	10,000,000		
基本財産合計	40,000,000		
(2) 特定資産			
運用財産積立資産 普通預金池田泉州銀行池田営業部	10,000,000		
退職給付引当資産 定期預金池田泉州銀行池田営業部	17,119,000		
偶発債務引当資産 定期預金池田泉州銀行池田営業部	25,000,000		
特定資産合計	52,119,000		
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0		
固定資産合計		92,119,000	
資産合計			191,520,586
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金 事業費等に対する未払額	69,928,276		
補助金に対する未払額	15,392,777		
預り金 所得税預り金	852,672		
社会保険料預り金	1,455,670		
流動負債合計		87,629,395	
2. 固定負債			
退職給付引当金	17,119,000		
偶発債務引当金	25,000,000		
固定負債合計		42,119,000	
負債合計			129,748,395
正味財産			61,772,191

収支計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入	[131,000]	[131,000]	[0]	
基本財産利息収入	131,000	131,000	0	
②特定資産運用収入	[53,000]	[53,370]	[△ 370]	
特定資産利息収入	53,000	53,370	△ 370	
③事業収入	[531,266,000]	[534,629,608]	[△ 3,363,608]	
池田市受託事業収入	461,327,000	461,327,000	0	
受託事業利用促進事業収入	45,445,000	48,830,527	△ 3,385,527	
自主事業収入	24,494,000	24,472,081	21,919	
④補助金等収入	[393,367,000]	[377,974,223]	[15,392,777]	
池田市補助金収入	393,367,000	377,974,223	15,392,777	
⑤寄附金収入	[0]	[0]	[0]	
寄附金収入	0	0	0	
⑥雑収入	[4,245,000]	[4,382,381]	[△ 137,381]	
受取利息収入	50,000	24,194	25,806	
雑収入	4,195,000	4,358,187	△ 163,187	
事業活動収入計	929,062,000	917,170,582	11,891,418	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	[882,945,000]	[864,155,867]	[18,789,133]	
公園費支出	267,546,000	259,729,764	7,816,236	
道路・下水道費支出	60,278,000	58,851,627	1,426,373	
駐車場費支出	19,156,000	17,119,559	2,036,441	
教育施設費支出	708,000	638,000	70,000	
市営住宅管理費支出	35,270,000	34,749,060	520,940	
五月山緑地管理事業費支出	392,021,000	388,156,795	3,864,205	
猪名川緑地管理事業費支出	13,225,000	12,304,025	920,975	
夫婦池公園管理事業費支出	37,731,000	36,510,880	1,220,120	
総合スポーツセンター管理事業費支出	57,010,000	56,096,157	913,843	
②管理費支出	[50,826,000]	[46,951,828]	[3,874,172]	
総務管理費支出	50,826,000	46,951,828	3,874,172	
事業活動支出計	933,771,000	911,107,695	22,663,305	
事業活動収支差額	△ 4,709,000	6,062,887	△ 10,771,887	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入	[10,000,000]	[10,000,000]	[0]	
運用財産積立資産取崩収入	10,000,000	10,000,000	0	
投資活動収入計	10,000,000	10,000,000	0	
2. 投資活動支出				
①特定資産取得支出	[13,997,000]	[13,997,000]	[0]	
運用財産積立資産取得支出	10,000,000	10,000,000	0	
退職給付引当資産取得支出	1,997,000	1,997,000	0	
偶発債務引当資産取得支出	2,000,000	2,000,000	0	
投資活動支出計	13,997,000	13,997,000	0	
投資活動収支差額	△ 3,997,000	△ 3,997,000	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,000,000	0	1,000,000	
当期収支差額	△ 9,706,000	2,065,887	△ 11,771,887	
前期繰越収支差額	9,706,000	9,706,304	△ 304	
次期繰越収支差額	0	11,772,191	△ 11,772,191	

収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、前払金、未払金及び預り金を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	99,776,679	98,516,534
未 収 金	426,582	383,052
前 払 金	600,600	502,000
合 計	100,803,861	99,401,586
未 払 金	89,298,607	85,321,053
預 り 金	1,798,950	2,308,342
合 計	91,097,557	87,629,395
次期繰越収支差額	9,706,304	11,772,191

平成23年度 事業計画書

市の設置する施設の管理を行い、施設の設置目的を効果的に達成するとともに施設利用の拡大を図り、もって福祉の増進に寄与するために、下記の事業を行う。

1 公園緑地の維持管理に関する事業 [寄附行為第4条第1～3号関係]

(1) 維持管理を行う施設（指定管理受託施設を含む。）

都市計画公園	19箇所	132,468 m ²
都市計画緑地	3箇所	1,000,693 m ²
都市計画墓地	1箇所	92,000 m ²
その他都市公園	111箇所	101,913 m ²
合計	134箇所	1,327,074 m ²

(2) 事業の概要

- ①清掃、除草及び植栽管理
- ②施設の点検及び補修・改良
- ③財産の保全及び利用の指導
- ④五月山幹線園路使用料の徴収
- ⑤五月山霊園の受付案内事務
- ⑥五月丘緑地の駐車場業務
- ⑦五月山公園売店等の管理運営
- ⑧空港緑地グラウンドの管理運営
- ⑨緑化推進・市民活動の支援

2 街路樹及びその他公共緑地の維持管理に関する事業 [寄附行為第4条第2号・3号関係]

(1) 維持管理を行う路線等

街路樹	43路線	延長	19,331 m
街路緑地	45箇所	面積	5,533 m ²
池田駅前周辺緑地	1箇所	面積	1,909 m ²
伏尾台周辺緑地	1箇所	面積	38,650 m ²

(2) 事業の概要

- ①清掃、除草及び植栽管理
- ②施設の点検及び補修・改良
- ③緑化推進・市民活動の支援

- 3 道路の維持管理に関する事業 [寄附行為第4条第2号関係]
- (1) 維持管理を行う路線
市道及び市管理道路（市有道路・道路敷地・廃道敷地を含む。）
1,266 路線 延長 211.9km
- (2) 事業の概要
- ①維持及び補修
 - ②敷地等の除草管理
 - ③道路側溝及び集水樹の清掃管理
- 4 下水道の維持管理に関する事業 [寄附行為第4条第2号関係]
- (1) 維持管理を行う施設
- | | | | |
|---------------|----|-----------|-------------|
| 公共下水道（汚水） | 延長 | 約 217.9km | （φ600 mm以下） |
| 公共下水道（雨水渠） | 延長 | 約 52.6km | |
| 地上権設定道路及び下水道敷 | 延長 | 約 38.5km | |
| 準用河川及び普通河川 | 延長 | 約 4.5km | |
| 用排水路及び溝渠 | 延長 | 約 102.5km | |
- (2) 事業の概要
- ①公共下水道管渠（汚水及び雨水）の洗浄
 - ②施設の点検及び補修・改良
 - ③施設の浚渫、清掃及び除草
 - ④地上権設定道路の補修及び修繕
- 5 防疫に関する事業 [寄附行為第4条第5号関係]
- (1) 実施する範囲
市有地、公共施設、側溝及び公共下水道管
- (2) 事業の概要
- ①そ族、昆虫の駆除（ねずみ、ゴキブリ、ダニ、ユスリカ等）
 - ②感染症（コレラ、赤痢、チフス等）発生に伴う消毒（患者の居宅等）
 - ③防疫用車輛及び機材の維持管理
- 6 公衆便所の維持管理に関する事業 [寄附行為第4条第5号関係]
- (1) 維持管理を行う施設
- 栄本町公衆便所
 - 栄町公衆便所
 - 伏尾町公衆便所
 - 池田駅前公衆便所

- (2) 事業の概要
 - ①施設の清掃及び使用に係る維持管理
 - ②施設の点検及び補修
 - ③給排水の保守管理

7 駐車場の管理運営に関する事業 [寄附行為第4条第2号関係]

- (1) 管理運営を行う施設
 - 池田・府市合同庁舎駐車場
- (2) 事業の概要
 - ①使用料の徴収
 - ②駐車場の点検及び保守管理

8 市営住宅の管理に関する事業 [寄附行為第4条第2号関係]

- (1) 管理を行う施設
 - 市営住宅（石橋・秦野・狭間池・井口堂・古江
・借上住宅アルビス五月ヶ丘・借上住宅アルビス緑丘）
- (2) 事業の概要
 - ①施設の使用に係る維持管理
 - ②施設の点検及び補修
 - ③給排水の保守管理（借上住宅を除く。）
 - ④入居申込みに係る書面の受付及び通知
 - ⑤入居に係る書面の受付及び通知
 - ⑥入居者よりの各種申請書面の受付及び通知
 - ⑦基準家賃及び近傍同種の住宅の家賃の計算
 - ⑧市営住宅使用料等の徴収
 - ⑨入居者に対する指導及び相談
 - ⑩退去立会
 - ⑪除草・樹木剪定

9 五月山山麓山間緑地の保全に関する事業 [寄附行為第4条第5号関係]

- (1) 維持管理を行う五月山山麓山間緑地
 - 38筆 14.8ha
- (2) 事業の概要
 - ①植生の管理
 - ②清掃

1 0 古江古墳等の管理に関する事業

[寄附行為第 4 条第 2 号関係]

(1) 管理を行う施設

古江古墳、山の家

(2) 事業の概要

- ①除草・樹木剪定

1 1 指定管理受託施設に関する事業

[寄附行為第 4 条第 1～4 号関係]

(1) 指定管理受託施設

五月山緑地（都市緑化植物園、池田城跡公園、五月山動物園、

五月山体育館、五月山緑地駐車場）

猪名川緑地（猪名川運動場、猪名川緑地駐車場）

夫婦池公園

総合スポーツセンター

(2) 事業の概要

- ①使用申込の受付及び使用許可に関する事務
- ②スポーツに関する教室の開催
- ③清掃、除草及び植栽管理
- ④設備の点検及び保守管理
- ⑤財産の保全と利用者の指導
- ⑥五月山動物園の動物飼育
- ⑦五月山緑地、猪名川緑地、夫婦池公園、スポーツセンターの駐車場業務
- ⑧施設の利用の広報
- ⑨緑化に関する展示会及び講習会の開催
- ⑩緑の相談所の開設
- ⑪見本園、花壇、温室等における緑化植物及び緑化技法の紹介
- ⑫地域緑化の指導及び資材の提供
- ⑬緑化に関する資料の収集と提供
- ⑭自然観察会等自然に親しむ行事の企画運営
- ⑮身近な自然環境に関する情報の収集と提供

収支予算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入	[58]	[97]	[△ 39]	
基本財産利息収入	58	97	△ 39	
②特定資産運用収入	[25]	[76]	[△ 51]	
特定資産利息収入	25	76	△ 51	
③事業収入	[534,129]	[531,266]	[2,863]	
池田市受託事業収入	464,228	461,327	2,901	
受託事業利用促進事業収入	45,445	45,445	0	
自主事業収入	24,456	24,494	△ 38	
④補助金等収入	[420,269]	[413,778]	[6,491]	
池田市補助金収入	420,269	413,778	6,491	
⑤寄附金収入	[0]	[0]	[0]	
寄附金収入	0	0	0	
⑥雑収入	[4,235]	[4,295]	[△ 60]	
受取利息収入	40	100	△ 60	
雑収入	4,195	4,195	0	
事業活動収入計	958,716	949,512	9,204	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	[895,130]	[889,544]	[5,586]	
公園費支出	272,695	273,262	△ 567	
道路・下水道費支出	67,814	68,423	△ 609	
駐車場費支出	21,520	21,600	△ 80	
教育施設費支出	708	708	0	
市営住宅管理費支出	39,211	35,270	3,941	
五月山緑地管理事業費支出	383,061	382,315	746	
猪名川緑地管理事業費支出	13,225	13,225	0	
夫婦池公園管理事業費支出	37,731	37,731	0	
総合スポーツセンター管理事業費支出	59,165	57,010	2,155	
②管理費支出	[56,569]	[54,971]	[1,598]	
総務管理費支出	56,569	54,971	1,598	
事業活動支出計	951,699	944,515	7,184	
事業活動収支差額	7,017	4,997	2,020	

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入	[10,000]	[10,000]	[0]	
運用財産積立資産取崩収入	10,000	10,000	0	
投資活動収入計	10,000	10,000	0	
2. 投資活動支出				
①特定資産取得支出	[16,017]	[13,997]	[2,020]	
運用財産積立資産取得支出	10,000	10,000	0	
退職給付引当資産取得支出	4,017	1,997	2,020	
偶発債務引当資産取得支出	2,000	2,000	0	
投資活動支出計	16,017	13,997	2,020	
投資活動収支差額	△ 6,017	△ 3,997	△ 2,020	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
①借入金収入	[0]	[0]	[0]	
短期借入金収入	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
①借入金返済支出	[0]	[0]	[0]	
短期借入金返済支出	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,000	1,000	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) 1 債務負担額(リース契約残存価格) 46,819千円

平成23年3月17日 可決

財団法人池田市公共施設管理公社
理事長 井上 進